

# 2019年度 しがの会講演会

地域づくり団体活動支援事業

## 環境問題 と表現の自由

弁護士 近藤 公人

9月29日(日)

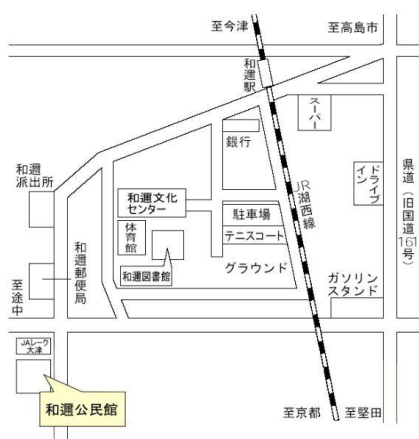
午後1時半～3時半

和邇公民館2階会議室



### 【経歴】

1964年(昭和39年)10月生まれ  
京都府立向陽高校、東京立大学法学部卒  
1996年(平成8年)滋賀弁護士会に弁護士登録  
滋賀弁護士会副会長  
2回就任  
2014年度滋賀弁護士会会長  
イタイイタイ病弁護団  
薬害ヤコブ病大津訴訟弁護団  
滋賀弁護士会 公害環



「しがの里山や川を美しくする会」は地域の環境保全活動をしているボランティア団体です。地域の抱える大きな問題は、道路整備により以前より多くの廃棄物が京都・大阪・兵庫等の都会から集まってきてこの地で処理されていることです。この地域は比良山と琵琶湖に挟まれた狭い場所にあり、住宅地のすぐ近くが里山で、そこに大々的に土砂・残土処理や汚染土壌・産業廃棄物処理がされています。琵琶湖に流れる川もあり、琵琶湖の汚染も心配されます。当会は、そんな状況を監視し、広く市民に知らせ、行政に働きかける活動をしています。

自然環境を破壊する恐れのある事業者は、そんな環境保護団体を煙たがり、公正で公益の活動を必ずしも認めようとせず、排除しようとしています。一方、保護団体の広報活動は、真実のみを情報発信していたとしても、法律的に問題がないか明確ではありません。事業者は資金があり保護団体の構成員はボランティアで集まっている個人です。訴えられたら、ダメージが大きいです。

今回、弁護士に来ていただき、今後の活動の仕方も含めて、講演をしてもらい、活動の具体的な内容をご指導いただきたく思っています。関心のある方はぜひ参加申し込みください。

### 【問い合わせ・申し込み】

しがの里山や川を美しくする会  
077-594-1049 山田

# 環境問題と表現の自由

—自然環境・生活環境の保全の活動・運動のための法的基礎知識—

2019年9月29日

滋賀第一法律事務所  
弁護士 近藤 公人

弁護士の近藤です。平成8年に弁護士登録をして、滋賀弁護士会ではベテランに入ってしまいました。東京生まれ、富山、京都で育ち、東京都立大学卒業後、弁護士になりました。

私が関与した弁護団の一つに、イタイイタイ病があります。現在も、イタイイタイ病の弁護団に属しています。皆さんご存知のように、昭和40年代に判決がありましたが、その後も汚染水が川に流れており、滋賀で弁護士をしながら、イタイイタイ病弁護団に入り、発生源対策に係らせていただきました。そのほかには、ヤコブ病訴訟、栗東RD廃棄物処分場問題の住民側代理人として調停等に関わりました。最近では、真野北部土地改良区のチャンピオンヒルズの開発許可取消訴訟の代理人となり、これは最近和解が成立し、無事解決致しました。この和解では、基準値を超える水が排出されたら、企業に説明させるという解決をしました。住民が現地に立ち入るという一歩手前のところで解決しました。

## 1 環境基本法とは：

責務を規定したもののなので、これに基づく、強制はできない

環境基本法が出来ましたが、私にとってはこの法律は全く役に立たない法律です。抽象的な責務を規定したもので、強制は出来ません。「努力しましょう」という規定で、これを武器に闘うことは無理だと思って下さい。ただ行政に対しては責務があるから、条例を作れと言えます。個々の事件に、環境基本法を武器に戦うのは、難しいと思って下さい。

## 2 公害訴訟事件から学ぶ環境問題 (イタイイタイ病を事例に)

私は、環境問題は、イタイイタイ病事件から過去に学ぶことが必要かなと思っています。訴訟提起当時の弁護士に聞くと、訴訟提起時に法的問題をどうやって闘おうかと頭を悩ましたようです。一般的には、故意過失、違法、損害や因果関係など全部を立証しなければなりません。第1に、故意過失・違法を立証することは難しいです。公害が発生するか否かという企業の内心を立証することは難しいです。

### ① 法律構成をどうするのか

鉦業法109条 無過失責任 人に適用した事例は当時なし  
因果関係の立証責任 疫学的因果関係

鉱業法を見ると無過失責任と規定がありました。「汚染された水を流してはいけませんよ、汚染水を流して被害が発生したら責任を負いなさい」という無過失責任の規定になっていましたので、鉱業法109条を主張すれば、損害と因果関係を立証すれば良かった。ただ、鉱業法109条を人に適応した例はありませんでした。

次に因果関係です。どうやって因果関係を立証しようかということになりましたが、当時、裁判で、疫学的因果関係で法的因果関係を立証した事例はありませんでした。コレラなどがどこで発生したのと言う医学的分野での疫学を流用して、立証しようということになりました。

具体的にいうと、汚染土壌の地域からイタイイタイ病患者が発生している。神岡の排水口より上流には汚染土壌地域はなく、川の反対側の岸には汚染土壌はない。神岡鉱山から富山平野までの地区でイタイイタイ病は発生していません。しかし、そこは、溪谷であり、そこに居住している人は、神通川の水を使っていなかったの、イタイイタイ病患者は発生していません。工場が稼働してからイタイイタイ病が発生した。場所的時間的な関係を説明し、疫学にて因果関係を立証した初めて認めた判例とされています。

## ② 企業と公害防止協定

## ③ 企業の賠償金と公害防止施設

控訴審判決後、3つの協定書が結ばれます。その一つの公害防止協定において、住民の立入調査費用は全て企業側が持つという内容です。他の四大公害と違って、イタイイタイ病事件では、立入調査を認めた点がすごく重要だと思っています。40年以上経ちますが、企業が住民側に支払った損害賠償金は膨大で、公害防止を積極的に行った方が、企業にとって経済的メリットがあるとわかり、三井は、積極的に公害対策を行っています。

## ④ 住民から見た監視

## ⑤ 信頼と緊張関係

企業から見ただけの公害防止ではダメで、住民から見た公害防止の監視は大切です。たとえば、この写真は北電水路のトンネルですが、このトンネルの中を水が流れていきます。コンクリートで覆われています。コンクリートは水を通さないと言われていますが、北電水路の出口で、カドミウムの数値が高くなっている、住民は「これはおかしいじゃないか」と言って調査をしたら、トンネルのコンクリートから汚染水が漏れていることがわかりました。住民の監視がなければ、わからなかったことです。

この後、住民側が企業に対策を要求し、汚染土壌の周りをすべてボーリングして、汚染水がトンネル内に流れないように、バリ

ア井戸工法を行い、対策をしました。このやり方を、福島原発事故に利用できなかったのかという考えがあります。

また、住民側も節度ある要求をしています。企業が経済的に大変なときは、最低限の履行を求め、しかし約束したことは実行させていきました。企業と住民側に緊張関係はあるが一定の信頼関係も出来て来ました。

環境を守るためには、住民の監督が必要です。

### 3 利用できる法律

廃棄物処理法 水質汚濁防止法 森林法 等

先ほど環境基本法は利用できないと言いましたが、利用できる法律をあげました。廃棄物処理法・水質汚濁防止法等です。他にも六法全書を見ると沢山の法律があります。森林法ですが、今回、Y社●●への違法で森林法を取り上げましたが、私が別な事件で、木を許可無く切り倒した相談を受けていたので、Y社●●の場合でも使えろとアドバイスをしています。その他、都市計画法など利用できるかなと思っていますが、まだ利用できる法律があるかも知れません。

### 4 条例

大津市 ◀住民運動で条例を作ることができる  
ただし、「法律の範囲内」

次に条例についてです。大津市には土砂条例があります。これを利用することができます。住民が指摘すれば、違反しているかどうか大津市が判断します。条例は住民運動で作ることが出来ます。ただし、法律の範囲以内です。

水質汚濁防止法が有りますが、びわ湖の水質を守ると言えば、上乘せ条例と言ってより厳しい条例を作るとは可能です。住民が大津市に働きかけて条例を作っていく。そういう意味で、住民運動は大変重要です。

### 5 調査

- ① 道具 最低限の器具 写真・電気伝導度機（出来たら HP 付）
- ② 観測 定期・定点観測 日々の写真・煙の状況・水質調査

さて調査ですが、イタイイタイ病からの経験ですが、写真と電気伝導度を測る機械を、環境団体は持った方がいいのかなと思います。電気伝導度の機械は、安いものと数万円からあります。私の事務所はありません。

数値を見れば、汚い水かきれいな水か、だいたいわかります。後、観測は、定期的に定点観測をやった方がいいです。山の写真を定期的に、定位置の場所から撮り、それを並べるとこんなに増えているのかと言うことが判ります。また煙の状況、匂うか匂わないかを調べて記録に残しておく。長野県のごみ処理施設で証拠になったと聞いています。

水質調査も定点観測し、それをどこで取ったか、観測した場所を写真で撮っておいて下さい。

## 6 調査で気を付けるべきこと

- ① 私有地には入らない。 住居侵入罪
- ② 人が写っている写真はとらない。  
プライバシー侵害 民事上の問題  
特許の機械は、撮影禁止

調査で注意して欲しいことは、住居侵入です。一般的には、家の中に入ることですが、他人の土地に無断ではいると、住居侵入になる場合があります。

川は行政が管理しているので、私有地ではありません。川に入り、そこで採取しても問題ありません。私も、産業廃棄物処分場の事件で過去に川に入り、勝手に水を取ったことがあります。採取した場所は、写真を必ず取って下さい。また地図でどこをとったのかわかるようにして下さい。

写真は、人が写っている写真は撮らないでください。プライバシー侵害になる恐れがあります。また、機械も撮らない方が良いです。特許の関係で、トラブルになる可能性があります。

さて、水の採取ですが、私有地での水は取らないで下さい。最終的には、川に流れてくるので、排水溝から出てきた水を採取して下さい。私有地で取った水は窃盗罪になる可能性もあります。

## 7 おかしいと思ったら調べる。専門家に聞く

おかしいなと思ったら、インターネットで調べるなり、専門家に聞くなりした方がいいです。何らかのアドバイスが得られます。

## 8 要請行動

ビラ、チラシ、ホームページによる宣伝行動  
行政に対するアプローチ、行政指導を勝ち取る

調査結果を自分たちだけの情報で、公開しないことはもったいないことです。何らかの方法で伝えて行くことが必要です。ここで表現の自由の問題が出てきます。

憲法 21 条で規定されている「表現の自由」は人権として保障されています。従って、ビラ、チラシによる宣伝活動は表現の自由として保護されます。行政に対するアプローチも同様です。

なぜ表現の自由が重要なのか？皆さんは憲法に書いてあるからでしょと言われるかも知れませんが、「表現の自由は他の人権より重要な人権です」と憲法学会では言われています。裁判所の見解は、そこまで言っていません。表現の自由の人権は、他の人権より重要な人権と言われるのはなぜかという、自己実現と自己統治のためとされています。

自己実現は、いろいろ表現することによって、すなわち、歌などを歌

って楽しむ権利のことを言います。自己統治は、図の通りとなります。国会で施策が決定され法律が作られます。法律を施行して、すなわち実際にやってみて、不合理が出てきます。不都合があることを意見表明して、国会議員によってその法律を変えて欲しいと訴えます。そして法律が変わります。民主主義の前提として、表現の自由・知る権利がとても重要になります。不合理なことが出てきたとき、それを国会で是正するためにどうしても表現の自由が必要になります。それがなくなったらどうなるのか。意見表明が出来なくなる。不合理なことの是正が出来なくなる。だから、表現の自由は大切になります。

## 9 どこまでの宣伝が許されるか

### ① 名誉棄損とは

定義＝他人の名誉を傷つける行為

内部的名誉 自己や他人が下す評価からは離れて独立かつ客観的に存在しているその人の真価をいう

外部的名誉 (社会的名誉・事実的名誉) ある人に対して社会が与えている評判や世評などの評価をいう

名誉感情 (主観的名誉) 本人の自己に対して有している価値意識や感情をいう

さてどこまで宣伝が許されるか。名誉棄損の定義を書きました。内部的名誉。外部的名誉。法律が一般に問題にしているのは、外部的名誉です。ある人に対して社会が与えている評判や世評などの評価をいいます。

### 刑事名誉毀損

#### 事実の摘示

事実の摘示によって社会的評価を低下させた場合にのみ名誉毀損罪が成立 (判例・通説)

#### 意見ないし論評

事実の摘示以外の方法によって社会的評価を低下させた場合には侮辱罪が成立 (判例・通説)

刑法では、名誉毀損罪が有ります。事実の摘示によって社会的評価を低下させた場合にのみ名誉毀損罪が成立します。事実の摘示以外の方法によっては社会的評価を低下させた場合、論評で人を傷つけた場合は、侮辱罪が成立します。

### 民事名誉毀損

それでは民事はどうなるか？ここで大事なことは、不特定多数のものに対して、真実であれば何を言ってもいいのではないかという人がいますが、民事では、真実であっても名誉棄損は成立します。また、民事では、事実の摘示だけでなく、論評などでも成立します。特にプライバシー侵害などは、事実であっても知られたくないことを公にされることが

プライバシー侵害であり、真実であればあるほど、プライバシー侵害となります。プライバシー侵害は、不法行為が成立します。なお、特定の者に対して、外部に漏れないような形での事実を摘示しても、名誉棄損は成立しません。

ある特定の者の信用や名声といった社会的地位を違法に落とす行為で事実を摘示した場合だけでなく、意見ないし論評であっても社会的評価が低下すれば、不法行為が成立します。

### 成立要件

ア 不特定多数の者に対し

イ ある特定の者の信用や名声といった社会的地位を違法に落とす行為  
事実を摘示した場合だけでなく意見ないし論評であっても社会的評価  
が低下すれば名誉毀損による不法行為が成立  
● 真実であっても、名誉棄損に該当する

### ③ 事例

- ・ 武富士訴訟 武富士がジャーナリストに対し1億円請求
- ・ N国党の議員が、ジャーナリストに対し損害賠償請求  
ジャーナリストが、反訴として、不当訴訟  
動画で「経済的ダメージを与える裁判」で公開  
ジャーナリスト 勝訴78万円の損害賠償認容
- ・ 大学教授の学術論文に対し、関連投資ファンド経営陣が5500万円の損害賠償請求（名誉棄損）

成立要件は「不特定多数の者に対して」が一つの要件です。内部で特定の人に対して行われ、それが漏れないことが前提であれば、名誉棄損は成立しません。この解釈については、緩やかに解釈されています。

### ② 違法性阻却事由とは

名誉棄損行為であっても、表現の自由（人権）の重要性により、違法性が阻却される場合がある。

表現の自由があるため、名誉棄損が阻却される場合があります。その条件は何ですか？と言うこととなります。以下に示す3つの条件です。

1. 摘示した事実が公共の利害に関する事実であること（公共性）
2. その事実を摘示した目的が専ら公益を図ることにあること（公益性）
3. 摘示した事実が真実であること（真実性）、または真実であると信ずるについて相当な理由のあること（真実相当性）

指摘した事実が公共のことであること。指摘した事実の目的が公益を図ることにあること。相手にダメージをあたえる為でないこと。もっぱらですから、少しくらい恨み言があってもいいわけです。

あと、真実性ですね。嘘であってはダメで、真実である事が重要になります。ただ、真実はなかなか立証できません。そこで、真実であると考えたことについて相当の理由があることで、立証責任のレベルを下げています。だいたいの人が真実だよねと思うようなことであれば、違法性が阻却されます。

今、N国党党首が、民族について非難するコメントをしています。これが、民法上の名誉棄損に該当するかどうか？先ほど私は、「特定の人に対して」と言いました。「民族に対して」非難をしているので、民法上の名誉棄損は成立しません。

あと、ヘイトスピーチ「朝鮮人は日本から出て行け」も問題視されていますが、これも特定の人を名指しして言っていないので、名誉棄損は難しいと思います。しかし、目の前に朝鮮人がいて、言えば名誉棄損になる可能性があります。ケースバイケースです。

他に武富士の例をあげています。相手（武富士）をブラック企業として、指摘すれば名誉棄損は成立します。A企業が不法投棄をしていると指摘すれば、特定しているので、名誉棄損は成立します。悪い水を流していれば、それを指摘すれば名誉棄損に該当します。しかし、発言者が、水質を測定して、データを示し、先ほどの3条件に照らして、違法性阻却事由があると判断すると、不法行為は成立しません。

証拠を確りつかんでおかないと、むやみやたらに発言すると痛い目にあります。公にする前に、相手に反論の機会を与えて置くといいかもしれません。

## 10 スラップ訴訟

### ① 定義

社会的にみて「比較強者」（社会的地位の高い政治家、大企業および役員など）が、

社会的にみて「比較弱者」（社会的地位の低い個人・市民・被害者など、公の場での発言や政府・自治体などへの対応を求める行動が起こせない者）を相手取り、

恫喝・発言封じなどの威圧的、恫喝的あるいは報復的な目的で起こすものをいう。

次にスラップ訴訟ですが、定義は社会的にみて「比較強者」政治家、大企業等が、社会的にみて「比較弱者」社会的地位の低い個人・市民・被害者などを相手取り、恫喝・発言封じなどの威圧的、恫喝的あるいは報復的な目的で起こすものをいいます。ただ、スラップ訴訟が、法的に違法な訴訟なのかというと、また要件が異なってきます。すなわち、不法訴訟の要件があります。

事実的・法律的根拠に欠けるもの、裁判で負けたら法律的根拠に欠けるものになります。

### ② 不当訴訟の要件



訴訟において提訴者の主張した権利又は法律関係（以下「権利等」という。）が事實的、法律的根拠を欠くものであること

提訴者が、そのことを知りながら又は通常人であれば容易にそのことを知りえたといえるのにあえて訴えを提起したなど、訴えの提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くと認められるとき

提訴者が、そのことを知りながら、又は、通常人であれば容易にそのことを知りえたといえるのにあえて訴えを提起した時に不当訴訟の要件になります。

憲法では訴訟を起こす権利は広く認められています。裁判で負けたからと言って、すぐに提訴者が悪いというのは、訴える権利を認めたことになりません。訴えの提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くと認められるとき、不法訴訟になります。負けることが判っているのにあえて訴えた。それが、著しく相当性を欠く場合とハードルをあげています。一般の裁判では、負けるなどと思った時点でも、いろいろな事情を考慮して訴える場合があります。

今、年金が下がったと全国各地で運動的に訴えています。そこで何が問題かということをはっきりとさせていく。年金減額訴訟は普通の弁護士は負けると予想します。それを知りながらあえて訴えていくことが、不当訴訟になるかということ、著しく相当性を欠いていないので、不当訴訟にはなりません。

事例としてですが、先ほど武富士が1億円の補償を求めました。これは不当訴訟だと言うことで、武富士は負けています。

N国党の議員が、ジャーナリストに対し損害賠償請求をしました。これに対してジャーナリストが、反訴として、不当訴訟だと訴えました。先週判決が出ましたが、N国党の議員は動画で、この裁判は経済的損害を与えるために行ったと発言し、これが証拠となり、ジャーナリストが勝訴しています。

裁判を提起する場合は慎重にすべきです。ただ訴える権利もありますので、経済的ダメージを与えるためだけに訴訟を起こせば、敗訴になっていますが、これはどうかな？と思うことの裁判は、訴える権利がありますので、不法訴訟には当たりません。

他に大学での学術論文に対する訴訟がありました。学術論文の中で企業に対してもいろいろ批判をしていました。企業が学者に損害賠償を請求しましたが、不当訴訟と認定されています。朝鮮人学校に対する弁護士会の対応に懲戒請求もありました。これもスラップ訴訟になり、不当訴訟として認められています。

最近では九州の方で、住民訴訟を提起した人に対して、行政が市の名誉を傷つけたと言うことで慰謝料請求をした事例があります。これは自由法曹団(弁護士の任意団体)などが、スラップ訴訟だと声明を出しています。

#### ④ 企業が環境団体に対する請求

A 違法行為を行っていないことの確認請求

B チラシの配布の禁止請求・HPでの公開禁止

## C 損害賠償請求（違法行為、損害、違法と損害との間の因果関係）

企業が環境団体に対する請求で、A:違法行為を行っていないことの確認請求。B:チラシの配布の禁止請求・HPでの公開禁止。C:損害賠償請求（違法行為、損害、違法と損害との間の因果関係）の3つがあります。ところで、それぞれの事実をどちらが証明するのか、すなわち、立証責任がきわめて大事です。立証できなければ、「あなたは敗訴よ」となります。それが裁判の世界です。

### ⑤ 実際の民事事件での立証活動について

#### A Bについて

名誉棄損行為に該当することを、企業が立証責任  
違法性阻却事由があることを、環境団体が立証責任

#### Cについて

違法性について 上記A Bと同じ  
損害の発生・因果関係について 企業が立証責任

実は、企業の営業損害の立証は大変難しい  
売上げの減少

名誉毀損行為と売上減少とに因果関係があること  
慰謝料は、判決では100万円以下となることが多い。

先ほどのA・B、「違法行為は行っていない」、「チラシは配布した」は企業が立証責任を負い、環境団体側は、違法性阻却、すなわち公共性・公益性、真実・真実相当性の立証責任を負います。

損害賠償ですが、損害に関して因果関係が必要となります。違法だからといって必ずしも損害が発生するとは限りません。今回の場合は、企業側が因果関係の立証責任を負います。実は企業の損害の立証は大変難しい。売上げの減少があったとして、チラシの配布が本当の原因か、因果関係の立証は難しい。損害についても計算が難しい。慰謝料などもそもそも精神的苦痛なので、人間ではない企業に精神的苦痛があるのかとすることがあります。あったとしてもそれをお金でどう計算するか、なかなか計算が出来ません。けどなぜか、慰謝料は百万円。請求するときは1千万円とか2百万円、3百万円になります。

以上（抜粋です）